

補助金等取扱基準

補助金等の名称	経営所得安定対策等推進事業費補助金
補助事業等の目標	農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等を図るために経営所得安定対策等の普及推進活動の実施に必要な経費を補助することにより、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持する。
補助事業等の対象者	諏訪市地域農業再生協議会
補助対象経費	経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）に基づく、経営所得安定対策等推進事業の実施に必要な経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	補助対象経費のうち地域段階推進事業費として国が決定した額 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1／2を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成24年4月1日
補助事業等の終了時期	県補助事業が終了するまで 【終了時期が3年を超える場合の理由】 経営所得安定対策制度を統括する組織で、農業振興のために必要である。
情報の公表の方法等	事業の概要、進捗状況等は、農家組合長会議等を通じて農業者に公表。 補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱（平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知）、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱（平成27年4月9日付け27農技第93号農政部長通知）に準ずる。
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担当部署	諏訪市 経済部 農林課 農業振興係

平成25年 5月 7日 一部改正

平成31年 2月 1日 一部改正（平成31年 4月 1日施行）